

第3章

子ども・若者、 子育て家庭を 取り巻く状況

1. 子ども・子育てをめぐる動き

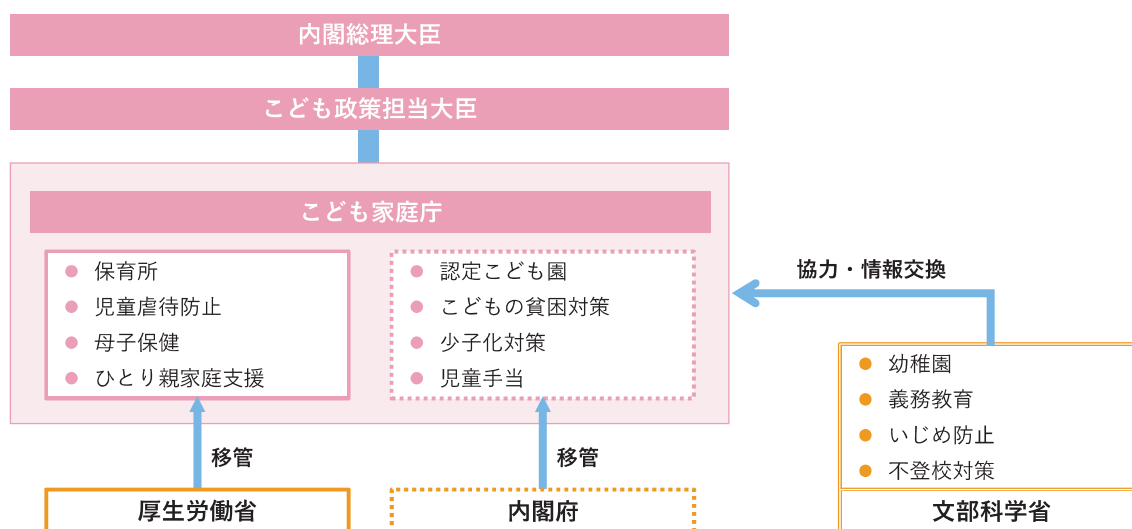
(1) 国の動向

CHECK 🖱️ こども家庭庁の発足とこども基本法の施行

令和5年4月1日、こどもに関する行政事務の縦割りを解消し、こどもに関する総合的な支援を行う司令塔と位置付けられた「こども家庭庁」が発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

「こども基本法」において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが求められています。

こども家庭庁のイメージ



CHECK

市町村子ども計画

「こども基本法」では「市町村子ども計画」の策定を努力義務としており、「市町村子ども計画」の策定にあたっては、「こども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して策定することとされています。

また、「市町村子ども計画」は、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体のものとして策定することができるとされています。

「こども大綱」はこどもまんなか社会を目指していることから、市町村子ども計画の策定にあたっては、子ども・若者、子どもを育てる家庭の意見を聴き、反映を検討し、社会全体で子ども・子育てを支えていく視点に立つことが求められます。

■ 一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例 ■

法令	計画	策定指針（大綱含む）
こども基本法 第10条	自治体子ども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
—	—	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 成育医療等基本方針に基づく評価指標

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

これに伴い「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」等が、「こども大綱」に一本化されました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）を目指しています。

こども大綱のイメージ

子供の貧困対策に関する大綱 令和元年11月29日 閣議決定	少子化社会対策大綱 令和2年5月29日 閣議決定	子供・若者育成支援推進大綱 令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定
【重点施策】 - 教育の支援 - 生活の安定に資するための支援 - 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 - 経済的支援	【主な施策】 - 結婚支援 - 妊娠・出産への支援 - 仕事と子育ての両立 - 地域・社会による子育て支援 - 経済的支援	【基本的な方針・施策】 - すべての子供・若者の健やかな育成 - 困難を有する子供・若者やその家族の支援 - 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 - 子供・若者の成長のための社会環境の整備 - 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

こども大綱

令和5年12月22日
閣議決定

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

「こどもまんなか社会」とは

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

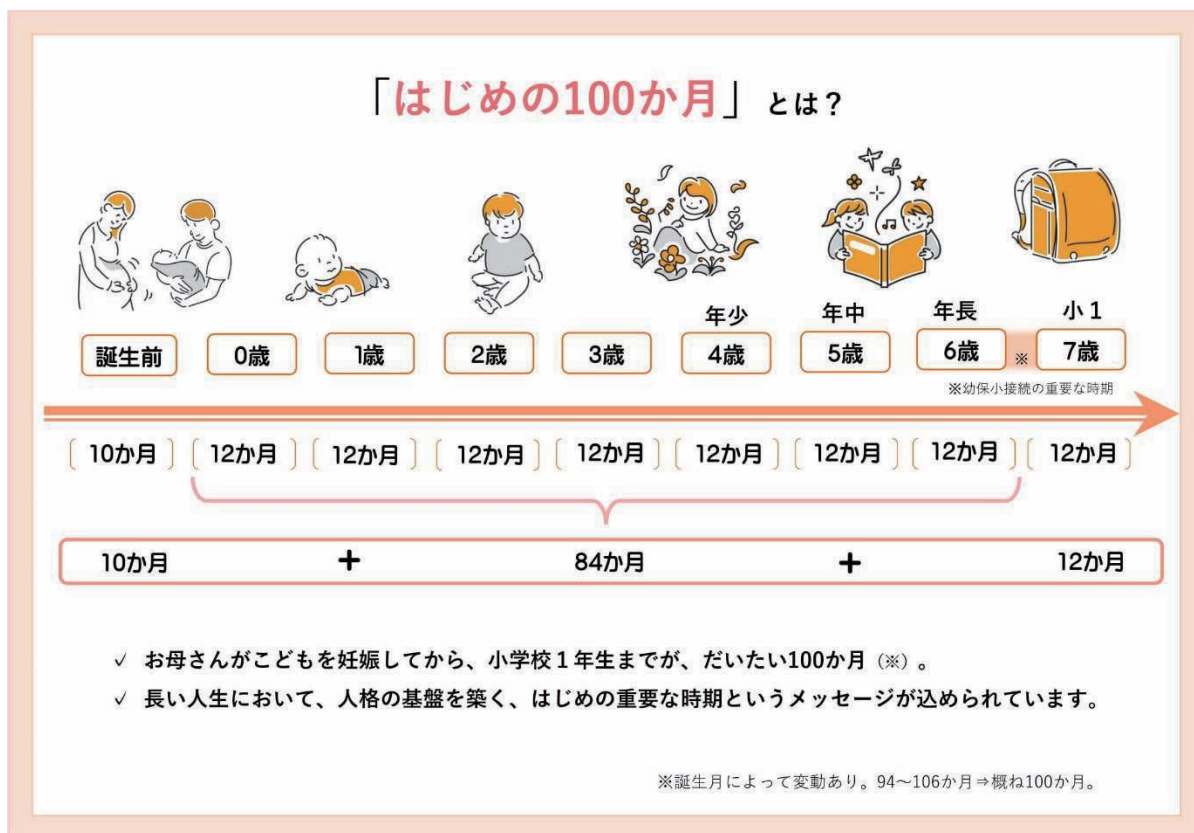
CHECK

「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進

国は、「こどもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるとしています。

令和5年12月22日、すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的として、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）が閣議決定されました。

■ はじめての100か月とは ■



（資料）こども家庭庁 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）【やさしい版】

CHECK**こどもの居場所づくりに関する指針**

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和３年１２月２１日閣議決定）において、策定することが定められていた「こどもの居場所づくりに関する指針」が、令和５年１２月２２日に閣議決定となりました。

こどもの居場所づくりに直接携わる者はもとより、地方公共団体、学校、地域住民など広くこどもの居場所に関係する者がその内容を理解するとともに、こどもの居場所づくりを進める上でこれを十分に踏まえることが期待されています。

こどもの居場所づくりにおける基本的な視点**ふやす****多様なこどもの居場所がつくられる**

- ・ 地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・ 学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・ 新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・ 持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・ 災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ**こどもが居場所につながる**

- ・ 居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・ こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・ 自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

ふりかえる**こどもの居場所づくりを検証する**

- ・ こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・ こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・ どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・ 居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・ 環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

みがく**こどもにとって、より良い居場所となる**

- ・ 居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

※ これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

（資料）こども家庭庁 こどもの居場所づくりに関する指針＜概要版＞より作成

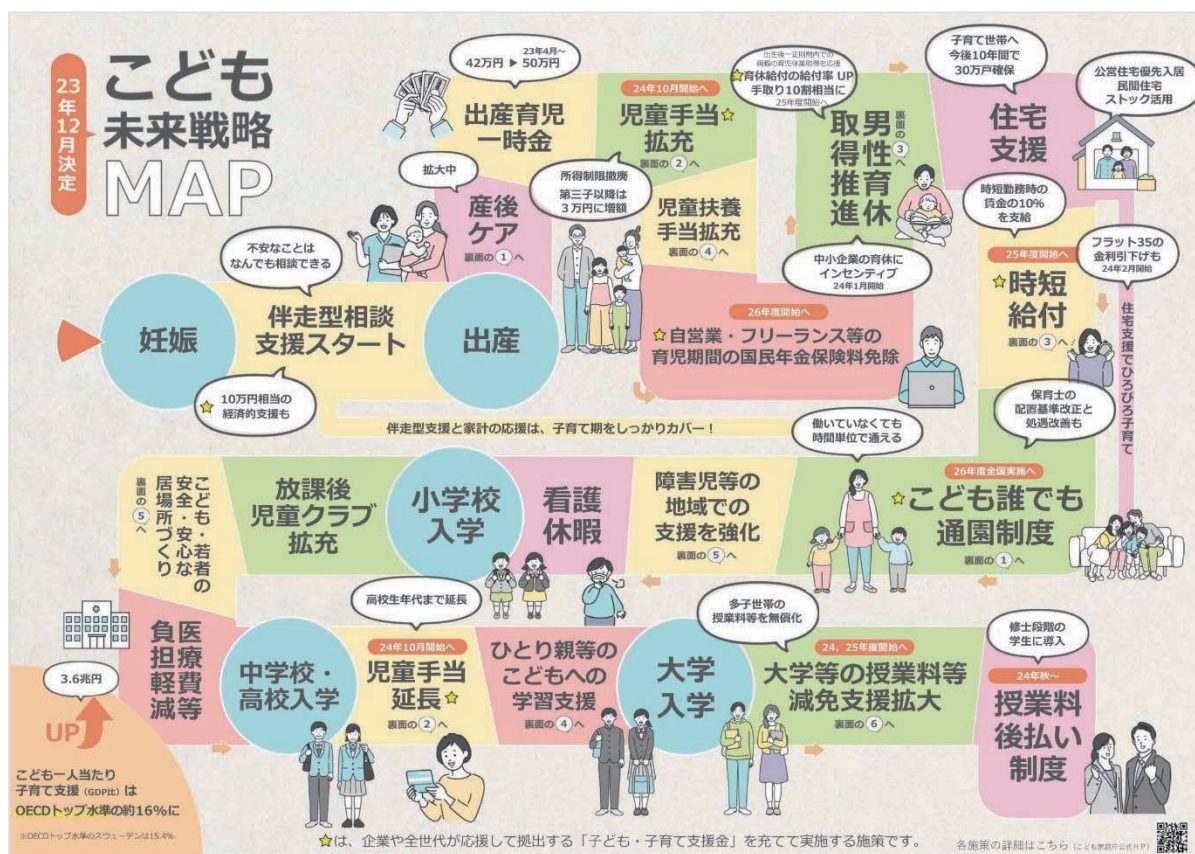
CHECK

こども未来戦略

国は、「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会」を目指すべき社会の姿とし、令和5年12月22日、「こども未来戦略」を策定しました。

「こども未来戦略」では、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3点を基本理念としてこども・子育て政策の抜本的な強化に取り組むとしています。

こども未来戦略 MAP



(資料) こども家庭庁 こども未来戦略 MAP (リーフレット)

(2) 東京都の動向

CHECK 深刻な少子化と人口減少

令和6年5月に厚生労働省が公開した「人口動態統計（概数）」によると、東京都における令和5年の合計特殊出生率が全国で初めて1.00を下回り、0.99であったことがわかりました。

人口の一極集中により、首都東京では人口増加が続いてきましたが、今後は自然動態の悪化により人口が減少局面を迎えていくとみられています。

CHECK チルドレンファースト

東京都では、将来の宝である子供を主人公と捉えたチルドレンファースト社会の実現を目指し、保育所や幼稚園の整備・拡充、子育て支援サービスの充実、働き方改革と育児休業制度の推進等、幅広い分野の子供・子育て支援策に取り組んでいます。

CHECK 東京都子ども基本条例の施行

令和3年4月1日には、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都子ども基本条例」が施行され、東京都の子供政策の動きは加速しています。

CHECK こども未来アクション

東京都では、「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、子供目線に立って政策のバージョンアップを不断に図りながら、子供政策を総合的に推進しており、令和4年4月には、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築する「子供政策連携室」が設置されました。

困難を抱えた子供を守り支え、すべての子供が健やかに成長できるよう、一人ひとりに寄り添った支援が求められる中、様々な子供の声や想いに耳を傾け、「子供の最善の利益」という観点から、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション2025（令和7年1月）」を策定しています。

2. 調布市の現況

(1) 総人口

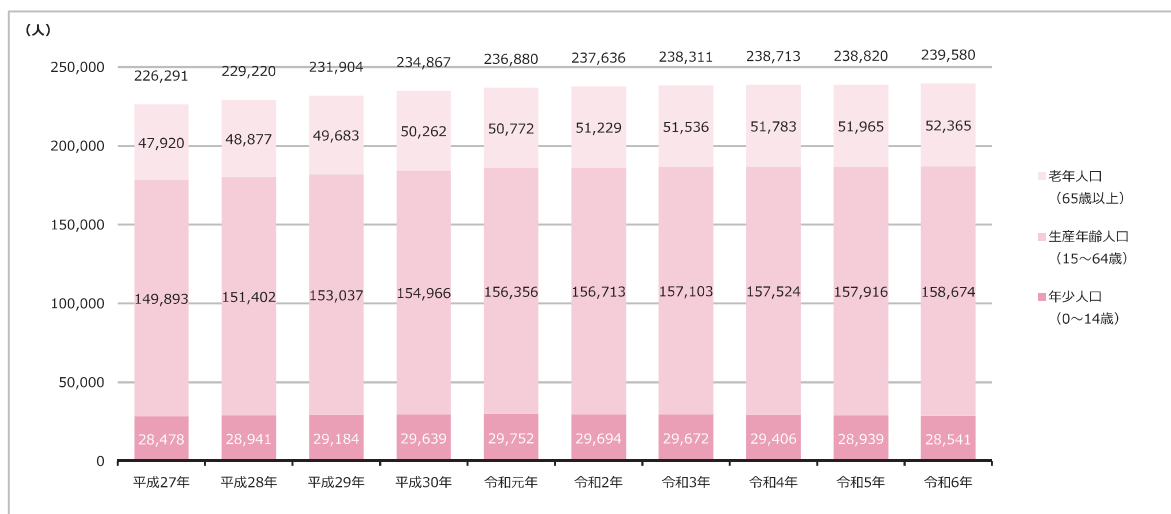
① 年齢3区分別人口の推移

過去10年間の市の人口は増加傾向で推移しています。

年齢3区分別に見ると、0～14歳の年少人口は、令和元年ピークに減少に転じています。

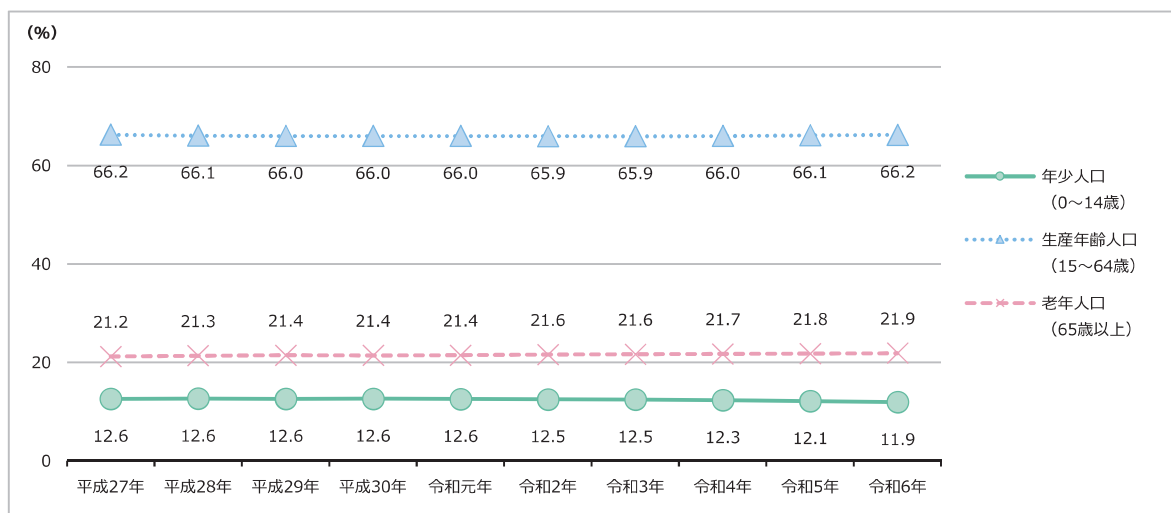
また、年齢3区分別人口割合でも、0～14歳の年少人口は、令和元年ピークに減少に転じ、令和6年は12%を下回っています。

■ 年齢3区分別人口の推移 ■



(資料)「住民基本台帳」各年10月1日時点

■ 年齢3区分別人口割合の推移 ■

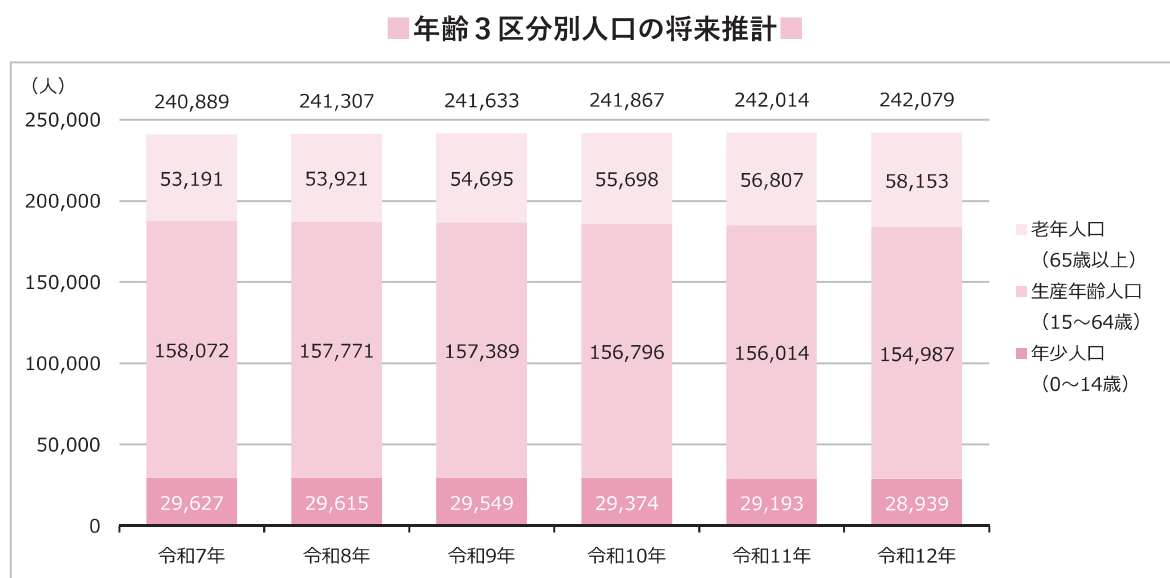


(資料)「住民基本台帳 (外国人を含む)」各年10月1日時点

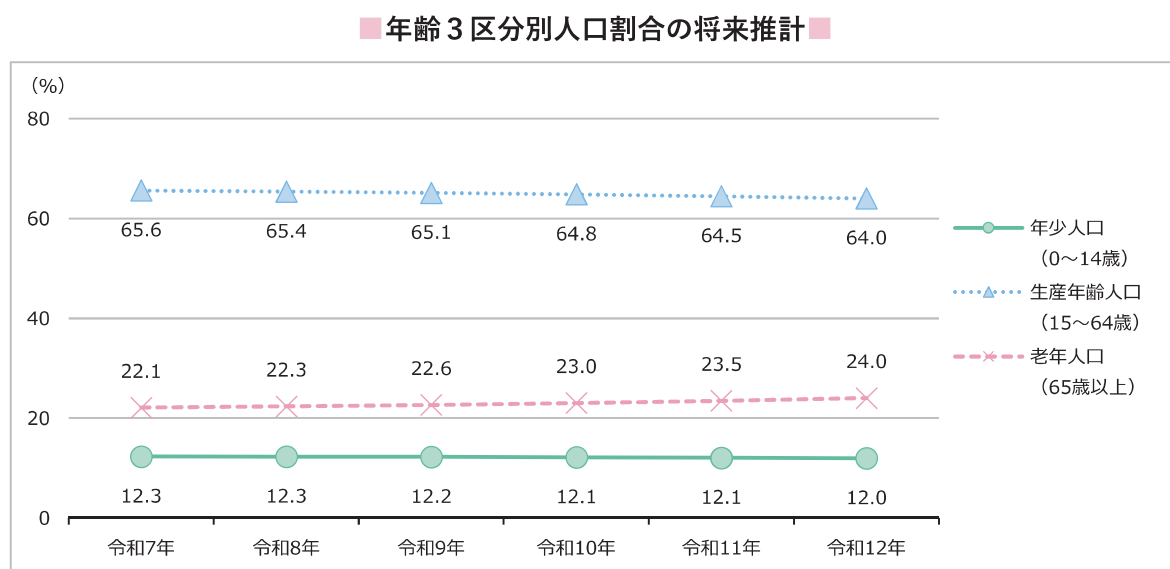
② 年齢3区分別将来推計人口

第3期調布っ子すこやかプランの計画期間における将来人口は増加すると推計されていますが、0～14歳の年少人口は減少傾向で推移すると見込まれます。

年齢3区分別人口割合の将来推計では、年少人口や15～64歳の生産年齢人口の割合が減少する一方で、65歳以上の老年人口の割合が増加し、少子高齢化の影響が現れると見込まれます。



(資料) 調布市行政経営部企画経営課「調布市の将来人口推計(令和4年3月)」



(資料) 調布市行政経営部企画経営課「調布市の将来人口推計(令和4年3月)」

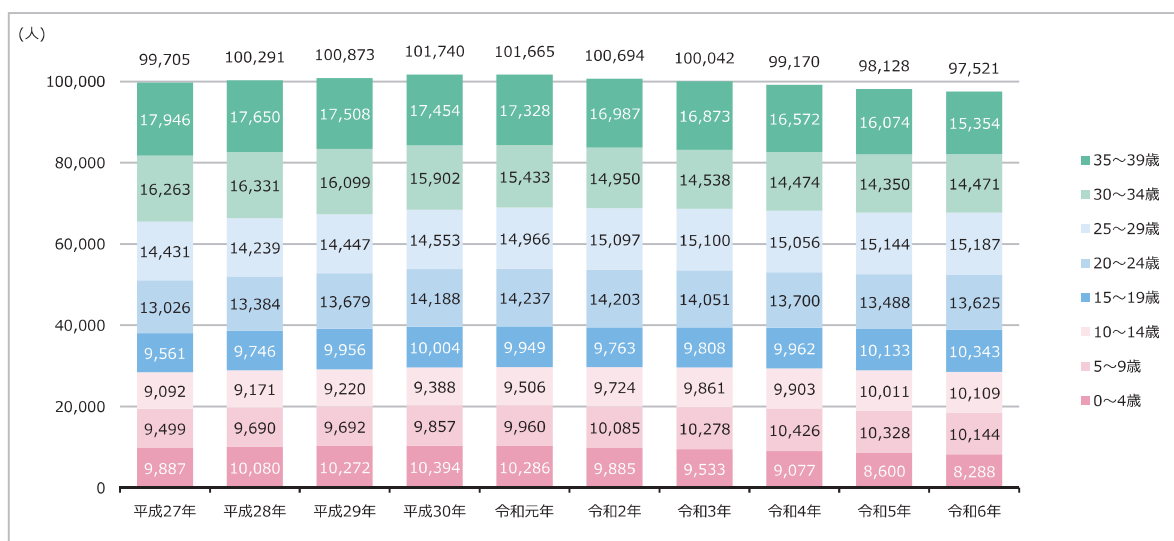
(2) 子ども・若者人口

① 5歳階級別子ども・若者人口（0～39歳）の推移と将来推計

過去10年間の子ども・若者（39歳以下）の人口を5歳階級別でみると、令和元年以降、減少傾向で推移しています。過去10年でピークとなった平成30年10月1日時点と令和6年10月1日時点を比較すると、合計人口は4,219人の減少となっています。

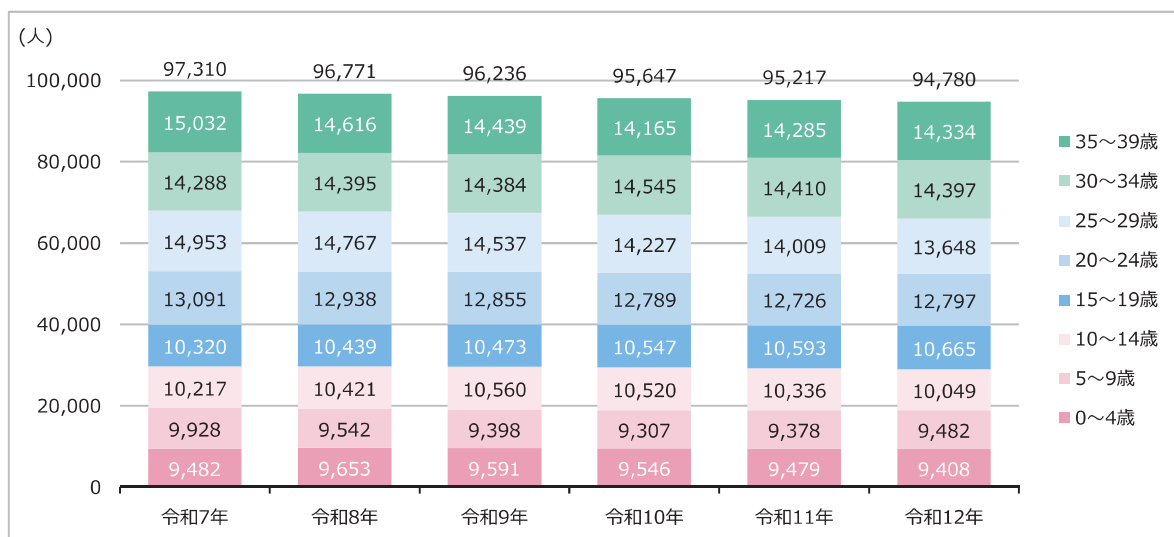
子ども・若者（39歳以下）の人口の将来推計では、今後も緩やかに減少していくと見込まれます。

■ 5歳階級別子ども・若者人口の推移 ■



(資料) 「住民基本台帳（外国人を含む）」 各年10月1日時点

■ 5歳階級別子ども・若者人口の将来推計 ■



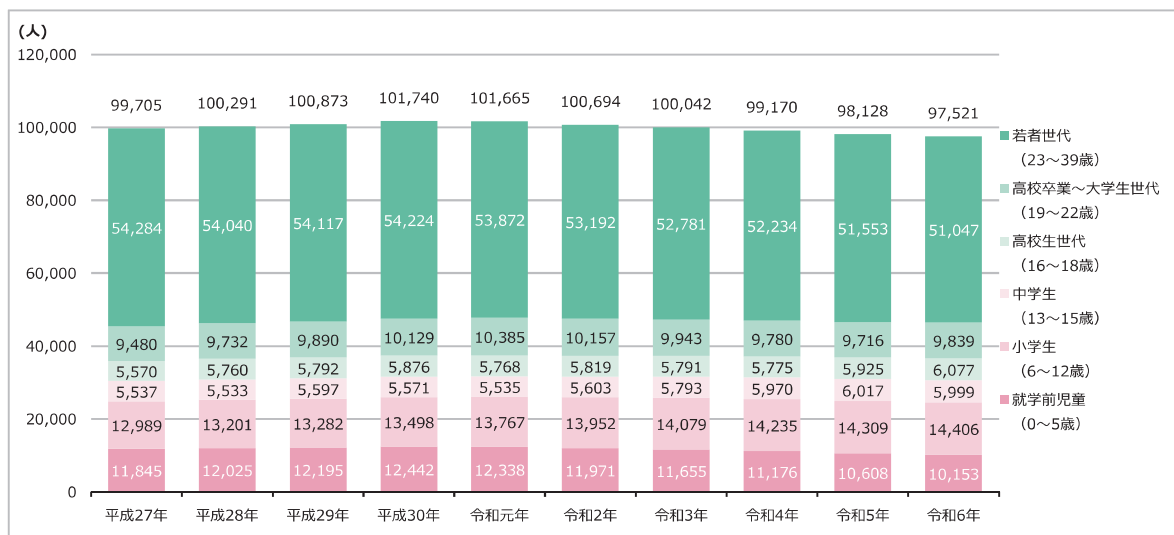
(資料) 調布市行政経営部企画経営課「調布市の将来人口推計（令和4年3月）」

② ライフステージ別子ども・若者人口の推移と将来推計

過去10年間の子ども・若者（39歳以下）の人口をライフステージ別でみると、就学前児童及び若者世代の人口が減少傾向で推移しています。

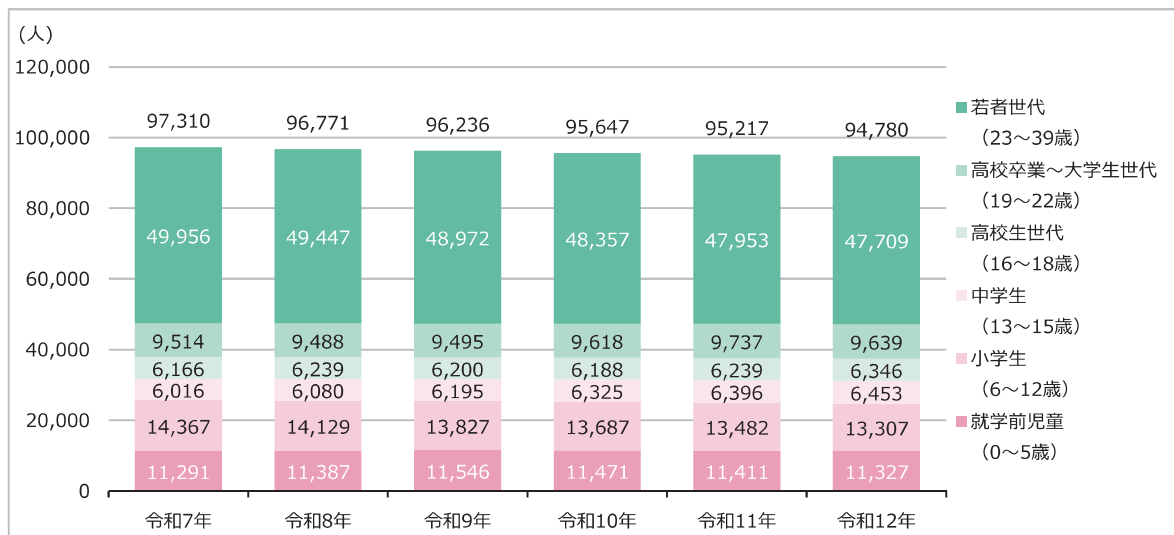
小学生～大学生世代の人口は緩やかに増加傾向で推移していますが、就学前児童の人口が減少していることから、令和7年～令和12年にかけては、小学生の人口も減少傾向となることが見込まれます。

■ ライフステージ別子ども・若者人口の推移 ■



(資料)「住民基本台帳（外国人を含む）」各年10月1日時点

■ ライフステージ別子ども・若者人口の将来推計 ■

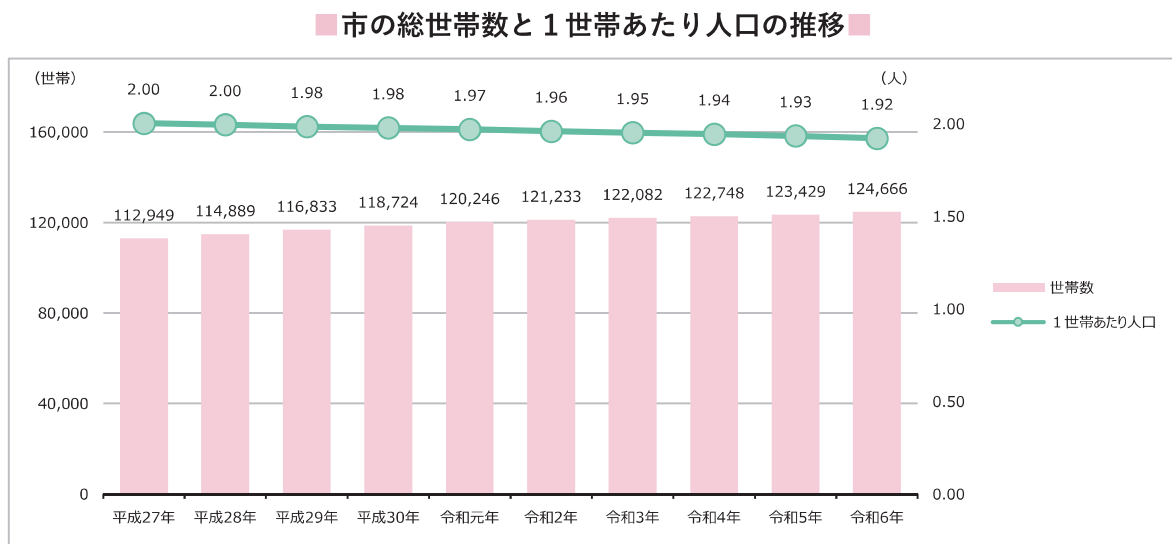


(資料) 調布市行政経営部企画経営課「調布市の将来人口推計（令和4年3月）」から算出

(3) 世帯の状況

① 総世帯数と1世帯当たり人員の推移

市の世帯数は増加している一方で1世帯当たり人口は減少しています。

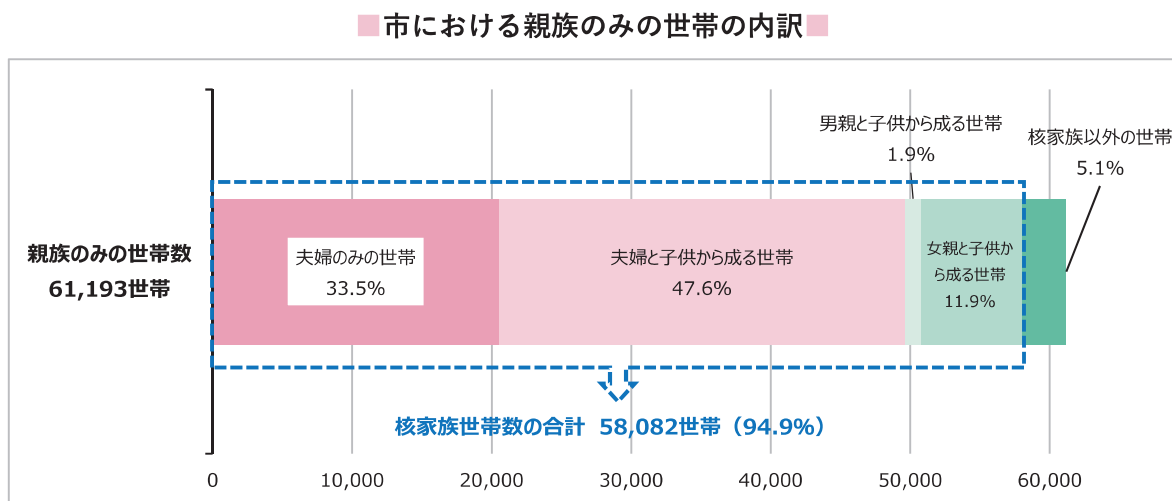


(資料)「住民基本台帳(外国人を含む)」各年10月1日時点

② 核家族世帯の状況

市における施設等の世帯以外の一般世帯数のうち、親族のみの世帯数は61,193世帯となっています。

また、親族のみの世帯のうち、核家族世帯数は58,082世帯で、全体の94.9%が核家族世帯となっています。



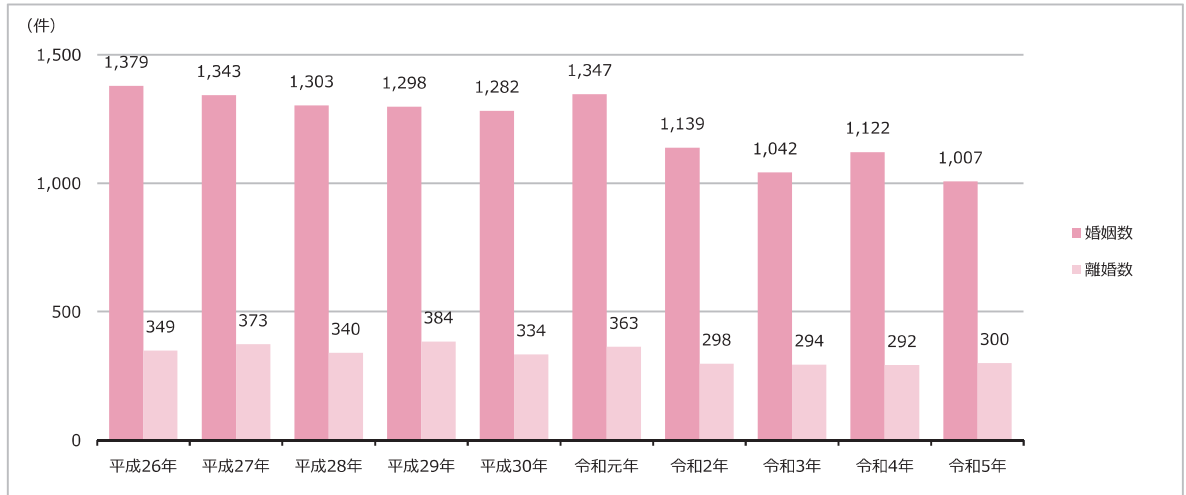
(資料)総務省「国勢調査」令和2年

(4) 婚姻等の状況

① 婚姻数・離婚数の推移

市における婚姻数は、平成26年と令和5年を比較すると、372人減少しています。

■ 市における婚姻数・離婚数の推移 ■

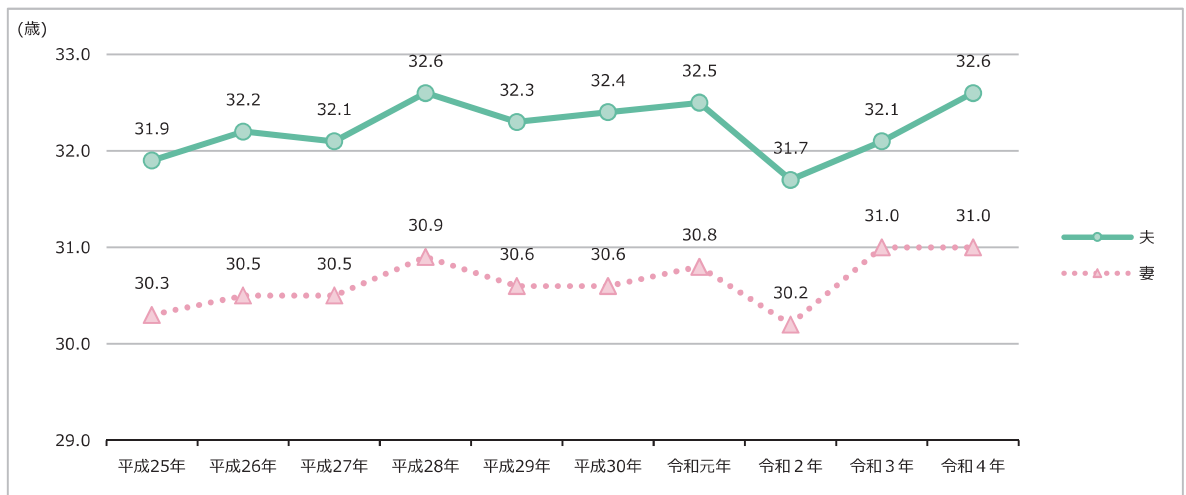


(資料) 東京都保健医療局「人口動態統計」年次推移

② 平均初婚年齢の推移

市における平均初婚年齢は、夫、妻共に30歳を超えており、上昇傾向にあります。令和2年に一時低下しましたが、その後再び上昇傾向となっています。

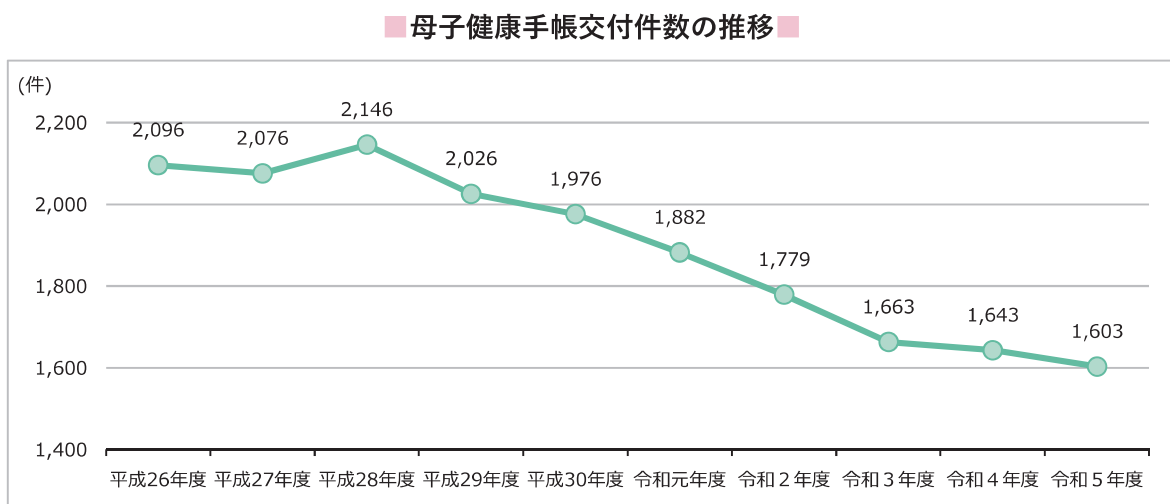
■ 市における平均初婚年齢の推移 ■



(資料) 東京都保健医療局「人口動態統計」年次推移

(5) 妊娠届出状況（母子健康手帳交付状況）

妊娠届出の受理件数（母子健康手帳交付件数）は平成28年度をピークに減少傾向です。過去10年で最も多かった平成28年度と令和5年度を比較すると、543件の減少（-25.3%）となっています。

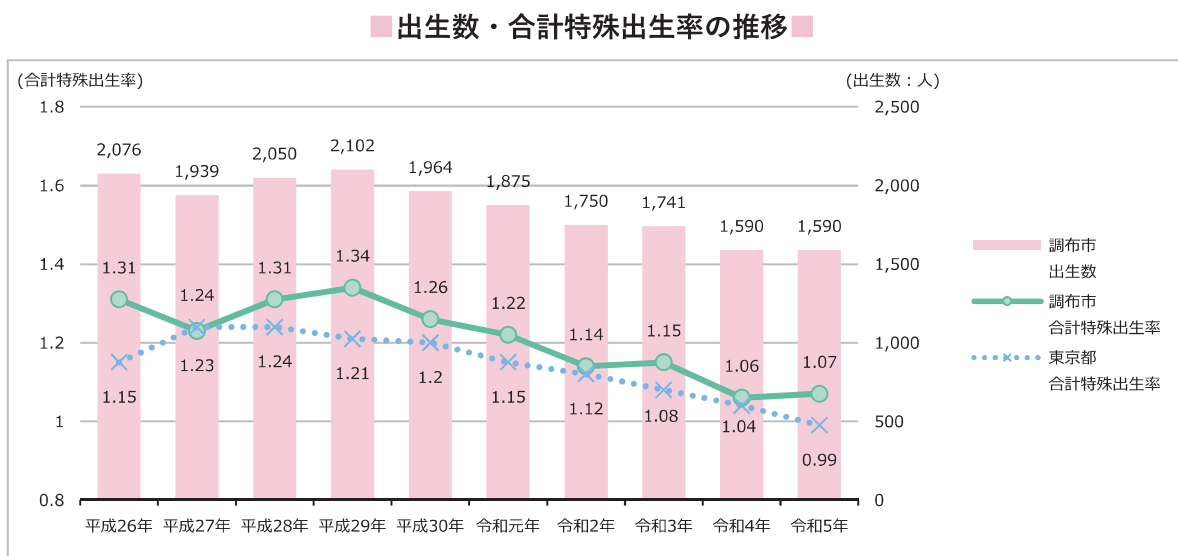


（資料）調布市子ども生活部子ども家庭センター 調べ

(6) 出生数・合計特殊出生率の動向

市の合計特殊出生率は、平成27年を除き、東京都の合計特殊出生率を上回る一方、市の出生数は平成29年をピークに右肩下がり減少しています。

また、人口を維持するための水準（人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準）である人口置換水準の2.07（令和5年時点）を下回っています。

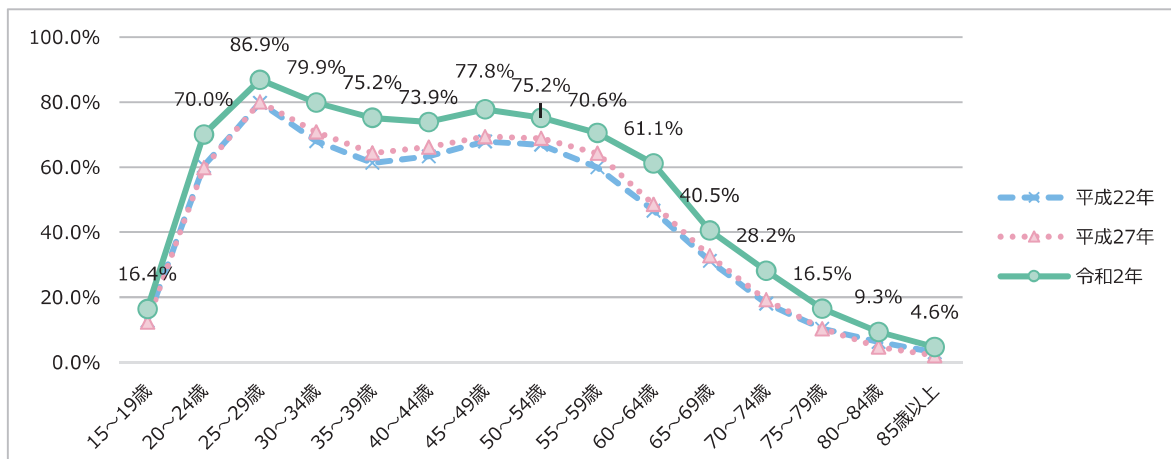


（資料）東京都保健医療局「人口動態統計」年次推移

(7) 女性の就業状況

市における女性の就業率²は上昇しており、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。そのため、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ちついた時期に復帰するといった状況による、従来のM字カーブに変化が出てきています。

■ 市における女性の就業率の推移 ■

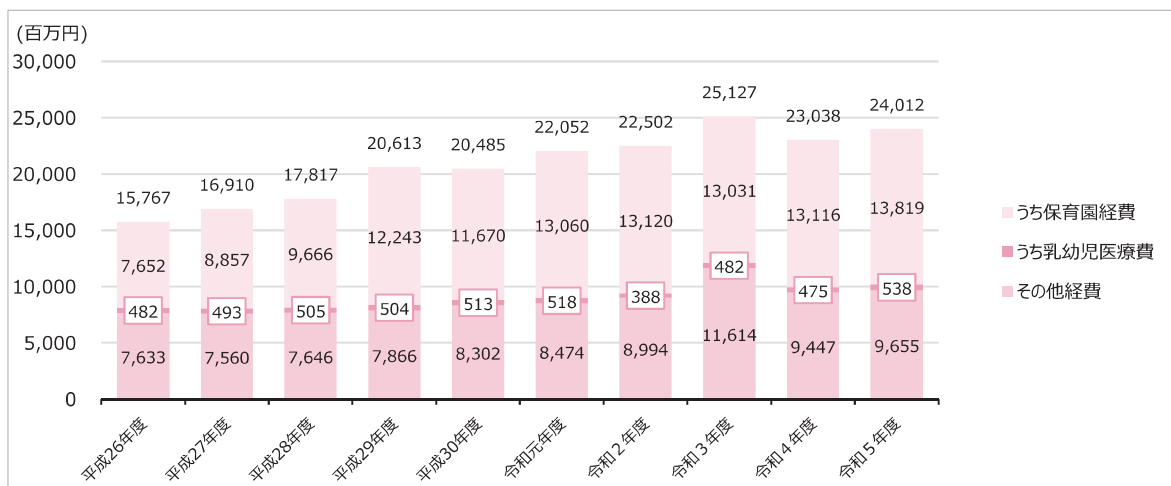


(資料) 総務省「国勢調査」

(8) 児童福祉費の推移

児童福祉費は、保育園経費（保育所の運営に必要な保育所運営費と保育園費）や子どもの医療費のほか各種手当や児童館・学童クラブの児童福祉施策費で構成されています。平成26年度と令和5年度を比較すると約82億円増えており、10年間で約1.5倍に増加しています。

■ 児童福祉費の推移 ■



(資料) 調布市決算書

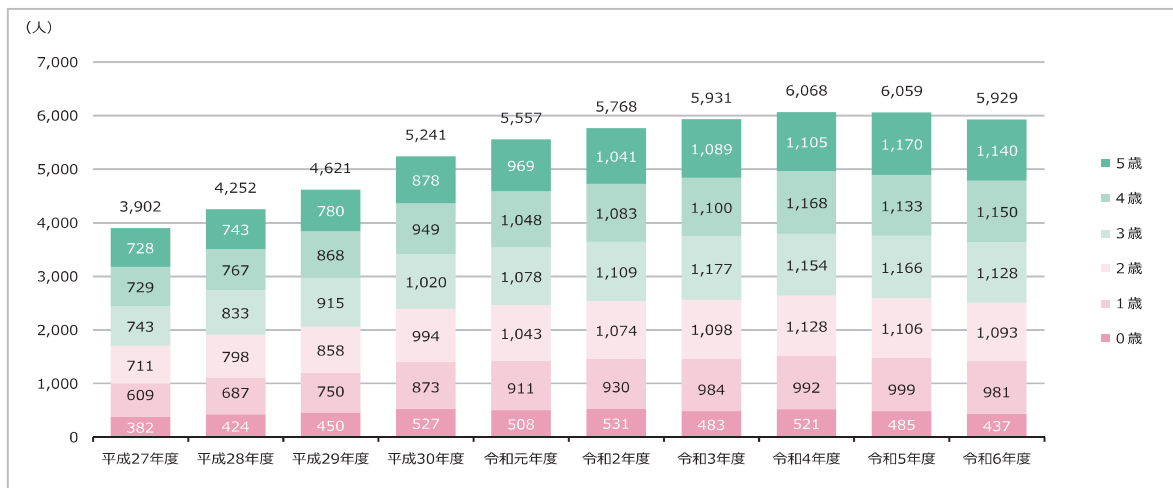
² 就業率：15歳以上人口に占める就業者の割合。就業者数は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていないが病気などのため休んでいる者）を合わせたものであるため、就業率は15歳以上人口のうち、実際に労働力として活用されている割合を示しているといえる。

(9) 保育所の状況

① 認可保育所利用者数

市における認可保育所³利用者数は令和4年度まで増加傾向で推移し、令和5年度より減少に転じています。平成27年度と令和6年度を比較すると、2,000人以上増加しています。

■ 認可保育所利用者数 ■



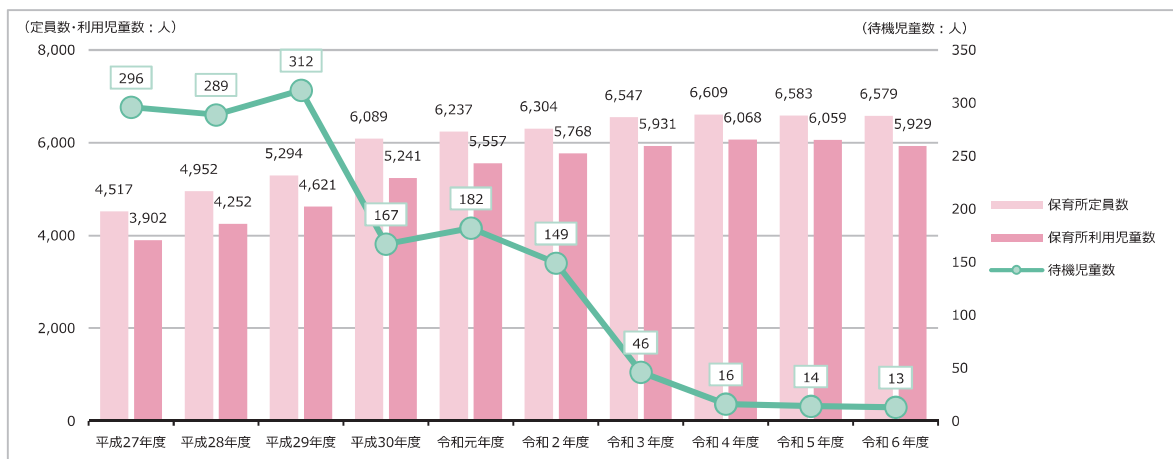
(資料) 「認可保育所入所数」 各年4月1日時点

② 保育所の利用状況

令和6年4月1日の保育所待機児童数は13人となっています。過去10年でピークとなった平成29年度と比較して299人、前年度と比較して1人減少しています。年齢別推移でみると、1～2歳で待機児童が集中していることがわかります（令和3年度以降は1歳のみ）。

一方、保育所の利用定員数は実際の利用児童数を上回っています。

■ 保育所の利用状況と待機児童数の推移 ■



(資料) 調布市子ども生活部保育課「各保育施設定員数」 各年4月1日時点
調布市子ども生活部保育課「待機児童数」 各年4月1日時点

³ 認可保育所：児童福祉法に基づく設置許可を受けている保育施設。一般に「保育園」と呼ばれている。本計画では事業名や固有名詞などを除き、原則として「保育所」の表記を使用しています。

■ 待機児童年齢別の内訳 ■

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	78	80	78	54	0	19	0	0	0	0
1～2 歳	218	209	234	113	182	130	46	16	14	13
3～5 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	296	289	312	167	182	149	46	16	14	13

(資料) 調布市子ども生活部保育課「待機児童数」各年 4 月 1 日時点

■ 待機児童の定義 ■

保護者が特定の保育所を希望していたり、認可外施設等の利用、育児休業中で復職に関する確認ができない場合は、待機児童から除外できる要件としています。このように、認可保育所に入りたくても待機児童に含まれない児童は、「潜在的待機児童」と言われています。平成 29 年度からの国の新たな定義では、保護者が育児休業中で、「保育所に入園できれば復職できること」が確認できない場合には、待機児童に含めないことになりました。

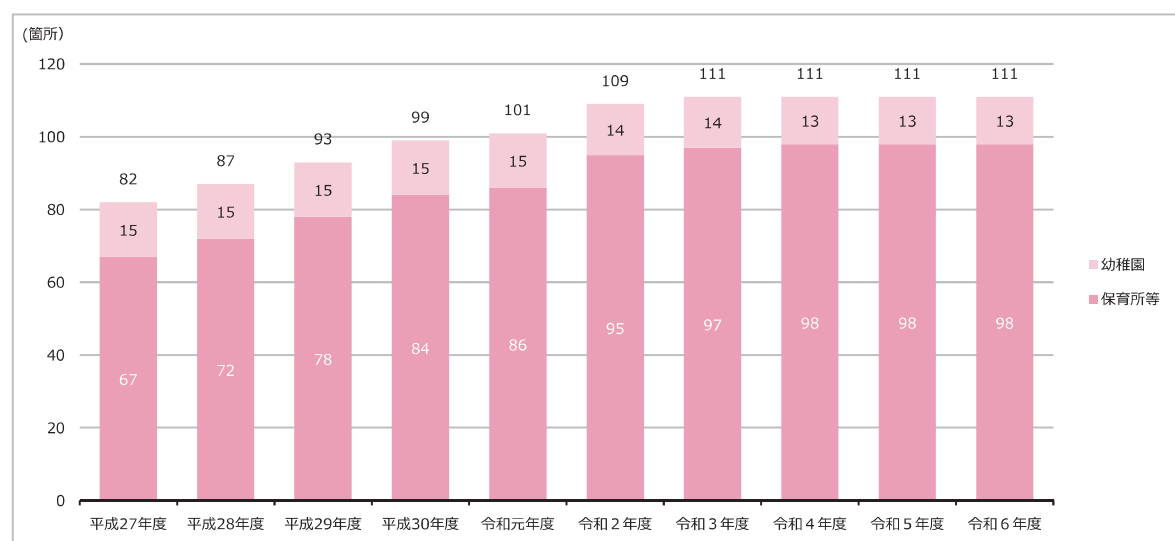
【調布市の取扱い】

- 待機児童に含める
 - ・ 求職中で申込みされている方
- 待機児童に含めない
 - ・ 認可外(認証保育所、保育ママ、グループ型保育、企業主導型保育所)に入っている方・特定の保育施設だけを希望された方
 - ・ 育児休業で復職に関する確認ができない方

③ 幼稚園・保育所等の施設数

平成 27 年度と令和 6 年度を比較すると、幼稚園は 2 箇所減少して 13 箇所となっています。一方、保育所等は 31 箇所増加して 98 箇所となっており、令和 6 年度時点で教育・保育施設として合わせて 111 の施設があります。

■ 幼稚園・保育所等の施設数 ■



(資料) 調布市子ども生活部子ども政策課

第 1 期 調布っすこやかプラン (調布市子ども・子育て支援事業計画)

第 2 期 調布っすこやかプラン (調布市子ども・子育て支援事業計画)

④ 保育施設の整備率の推移

各保育施設の定員数の総計（A）は、平成27年度と令和6年度を比較すると、2,062人増加しています。それに伴い、整備率も24.9ポイント伸びています。

■ 各保育施設定員数と整備率の推移 ■

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
認可保育所	人	3,927	4,393	4,782	5,593	5,791	5,876	6,185	6,265	6,259	6,239
認証保育所	人	536	505	466	461	411	402	341	323	308	319
共同実施型 家庭的保育施設 (グループ型保育施設)	人	39	39	39	28	28	20	15	15	15	15
家庭福祉員 (保育ママ)	人	15	15	7	7	7	6	6	6	6	6
計（A）	人	4,517	4,952	5,294	6,089	6,237	6,304	6,547	6,609	6,588	6,579
就学前児童数（B）	人	11,708	11,796	12,172	12,315	12,410	12,184	11,781	11,479	10,968	10,359
整備率（A/B）	%	38.6%	42.0%	43.5%	49.4%	50.3%	51.7%	55.6%	57.6%	60.1%	63.5%

（資料）調布市子ども生活部保育課「各保育施設定員数」各年4月1日時点

⑤ 保育所等利用施設別の児童数

保育所、子ども発達センター通園事業⁴、幼稚園、在宅等⁵に区別し、年齢別に構成比をみると、0歳児の多くが在宅等、1歳児以降の多くが保育所の児童です。

一方で、3歳児から5歳児までの多くが幼稚園・保育所に通い、在宅等は少ない状況です。

■ 令和6年度保育所等利用施設別の児童数（就学前） ■

（単位：人）

年齢 区分	児童数	在宅等	幼稚園	子ども発達 センター 通園事業	保育所	認可		認証	保育室	保育ママ等
						公立	私立			
0歳	1,518	1,064			454	33	404	17	0	0
1歳	1,644	562			1,082	112	869	99	0	2
2歳	1,702	377	146		1,179	131	962	81	0	5
3歳	1,726	66	497	12	1,151	137	991	23		
4歳	1,860	79	592	11	1,178	138	1,012	28		
5歳	1,909	62	676	15	1,156	138	1,002	16		
合計	10,359	2,210	1,911	38	6,200	689	5,240	264	0	7

（資料）調布市市民部市民課「調布市の世帯と人口」4月1日時点

調布市子ども生活部保育課「認可保育所入所数」4月1日時点（幼稚園のみ5月1日時点）

調布市福祉健康部障害福祉課「子ども発達センター（児童数）」4月1日時点

⁴ 子ども発達センター通園事業：専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象に、児童発達支援事業を実施するもの。子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援する。

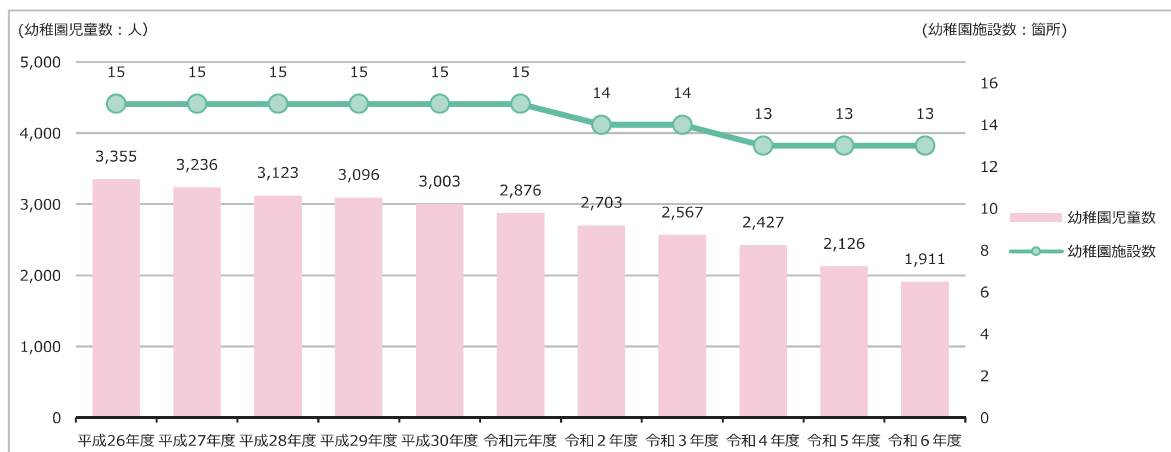
⁵ 在宅等：保育所、子ども発達センター通園事業及び幼稚園に通っていない児童。

⑥ 幼稚園の利用状況の推移

幼稚園児童数は減少傾向で推移しています。

幼稚園児童数の減少に伴い、幼稚園施設数も減少しており、令和6年5月1日時点で13箇所となっています。

■ 幼稚園の入園者数の推移 ■



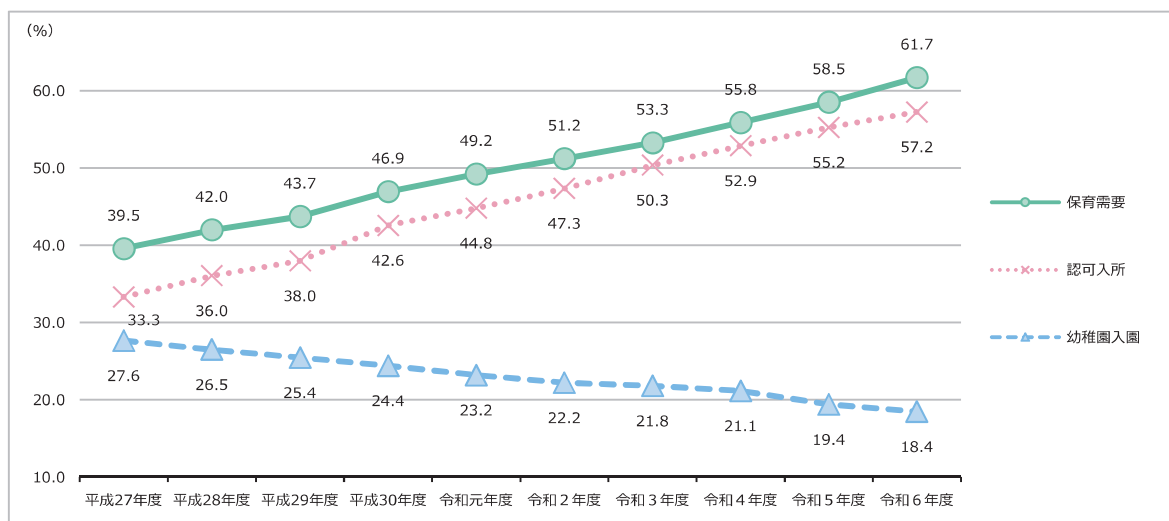
(資料) 調布市子ども生活部保育課 調べ

⑦ 保育需要と認可保育所入所と幼稚園入園の推移

「保育需要率⁶」は年々増加しており、平成27年度と令和6年度を比較すると22.2ポイント増加し61.7%となっています。

「認可保育所入所率⁷」が増加傾向で推移する一方で、「幼稚園入園率⁸」は減少傾向で推移しており、その差は拡大しています。

■ 保育需要と認可保育所入所と幼稚園入園の推移 ■



(資料) 調布市市民部市民課「調布市の世帯と人口」各年4月1日時点

⁶ 保育需要率 = 保育需要数 (認可保育所入所数 (全年齢) + 潜在的待機児童数 + 待機児童数) ÷ 就学前児童数 × 100

⁷ 認可保育所入所率 = 認可保育所入所数 ÷ 就学前児童数 × 100

⁸ 幼稚園入園率 = 幼稚園入園数 ÷ 就学前児童数 × 100

■ 保育需要と認可保育所入所と幼稚園入園の推移 ■

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
就学前児童数	人	11,708	11,796	12,172	12,315	12,410	12,184	11,781	11,479	10,968	10,359
保育需要	人	4,630	4,951	5,319	5,781	6,108	6,238	6,275	6,411	6,417	6,391
	%	39.5	42.0	43.7	46.9	49.2	51.2	53.3	55.8	58.5	61.7
認可入所	人	3,898	4,252	4,621	5,241	5,557	5,768	5,931	6,068	6,059	5,929
	%	33.3	36.0	38.0	42.6	44.8	47.3	50.3	52.9	55.2	57.2
幼稚園入園	人	3,236	3,123	3,096	3,003	2,876	2,703	2,567	2,427	2,126	1,911
	%	27.6	26.5	25.4	24.4	23.2	22.2	21.8	21.1	19.4	18.4

(資料) 調布市市民部市民課「調布市の世帯と人口」各年4月1日時点

(10) 児童館の状況

市では、乳幼児から高校生世代を対象として、児童館の運営、事業を実施していますが、令和2・3年度はコロナ禍の影響を受け、一部運営や事業が中止となりました。

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日より5類感染症に位置付けられたことを受け、児童館の運営、事業は再開されています。

■ 児童館事業の実施回数及び参加者の内訳 ■

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業実施回数	回	2,129	2,011	2,486	2,013	1,973	1,836	870	592	1,590	1,660
乳幼児	人	4,898	3,388	5,930	3,066	2,698	2,843	77	232	1,089	1,567
小学生	人	37,915	34,196	37,956	40,081	42,261	37,970	12,191	9,601	23,685	28,409
中・高生	人	775	524	649	670	648	1,207	181	300	961	1,411
その他	人	7,246	7,879	9,193	7,260	7,925	6,543	502	680	2,657	3,302
合計	人	50,834	45,987	53,728	51,077	53,532	48,563	12,951	10,813	28,392	34,689

(資料) 「調布市事務報告書」

■ 中・高生事業の開放日数と利用者の内訳 ■

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
開放日数	日	2,540	2,497	2,559	2,581	2,543	2,397	2,227	2,571	2,661	2,570
中学生	人	6,349	6,956	6,363	4,962	3,526	3,240	4,144	5,799	5,825	8,876
高校生	人	697	403	667	806	561	407	1,364	695	501	585
その他	人	469	106	128	24	8	23	17	11	4	6
合計	人	7,515	7,465	7,158	5,792	4,095	3,670	5,525	6,505	6,330	9,467

(資料) 「調布市事務報告書」

■ 全館事業の実施状況と参加者の内訳 ■

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ウルトラキャンプ	人	58	59	57	46	60	59	0	0	0	56
児童青少年 フェスティバル	人	4,067	4,742	4,897	5,208	3,253	4,631	0	0	2,100	2,790
児童館交歓フェア	人	1,362	1,398	920	1,085	1,327	770	0	0	998	903
児童館交流大会 (サッカー大会)	人	469	450	404	469	465	0	0	287	313	327
児童館交流大会 (オセロ大会)	人	63	70	68	71	72	70	0	0	47	46
合計	人	6,019	6,719	6,346	6,879	5,177	5,530	0	287	3,458	4,122

(資料)「調布市事務報告書」

■ 子育て講座や親子交流事業等の実施回数及び参加者の内訳 ■

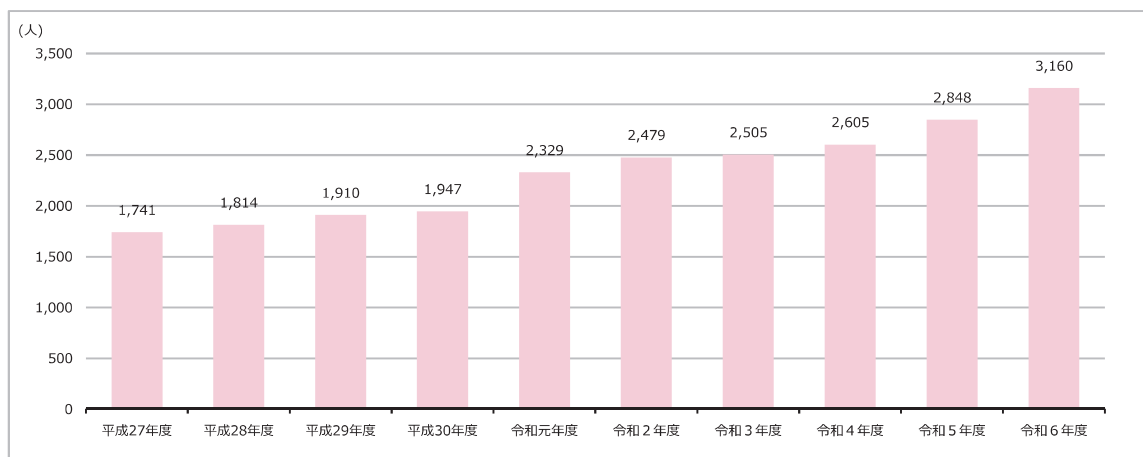
	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	回	4,860	4,827	5,418	6,103	6,165	5,637	2,636	2,518	3,762	5,049
乳幼児	人	51,831	51,384	54,395	55,863	54,096	47,755	26,948	20,130	32,516	32,918
小学生	人	188	135	122	135	106	136	0	0	41	161
中・高生	人	43	22	15	6	6	8	0	0	1	1
その他	人	47,208	47,434	49,332	50,888	48,964	43,316	23,931	18,344	30,295	30,282
合計	人	99,270	98,975	103,864	106,892	103,172	91,215	50,879	38,474	62,853	63,362

(資料)「調布市事務報告書」

(11) 学童クラブの状況

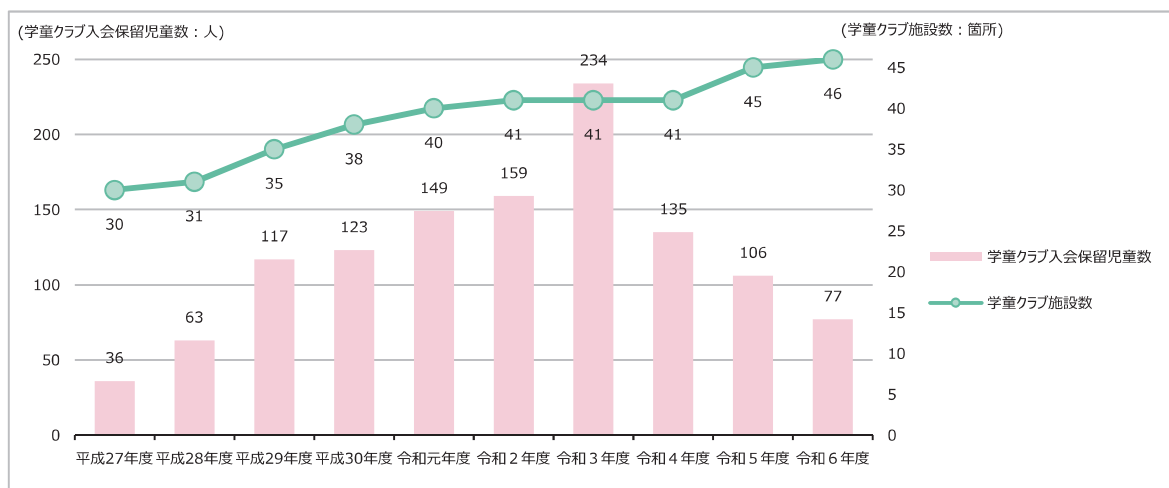
学童クラブの入会申請者数は年々増加しているものの、計画的な施設整備や職員の加配等を行い、受入人数の拡大を図ったことにより、入会保留児童数は令和 4 年度から減少し、令和 6 年度は 77 人となりました。

■ 学童クラブ入会申請者数 ■



(資料) 調布市子ども生活部児童青少年課 調べ

学童クラブ入会保留児童数と施設数



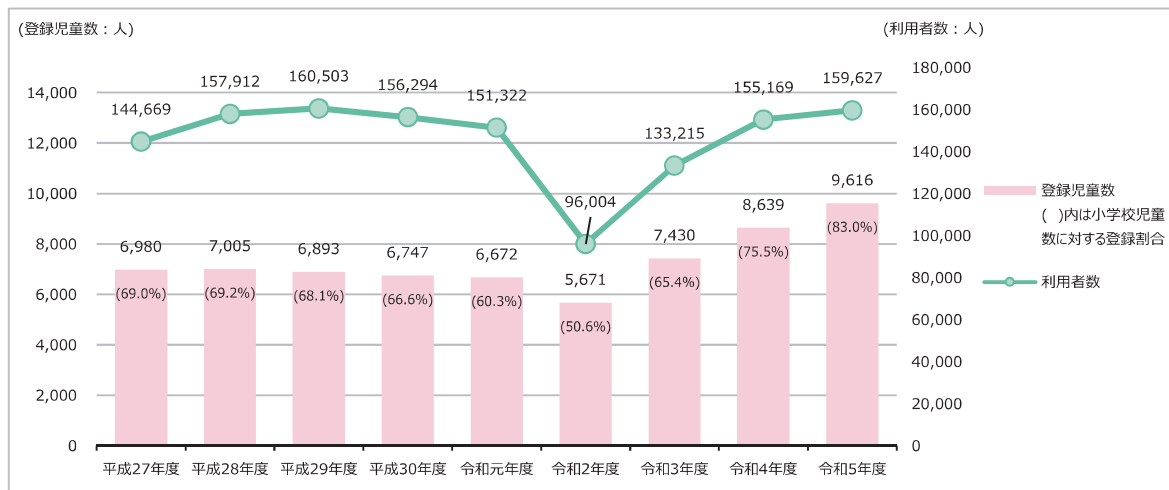
（資料）「調布市事務報告書」（各年度5月1日）

(12) 放課後子供教室事業「あそびバ」（旧ユーフォー）の状況

市内全小学校（20校）に整備されている放課後子供教室事業「ユーフォー」は、令和5年度から「あそびバ」に名称変更しました。

あそびバの利用者数は、コロナ禍の影響を受け令和2年度には大きく減少していましたが、その後は年々増加しており、令和5年度の利用者数は159,627人となっています。

放課後子供教室事業（「あそびバ」（旧ユーフォー）登録児童数



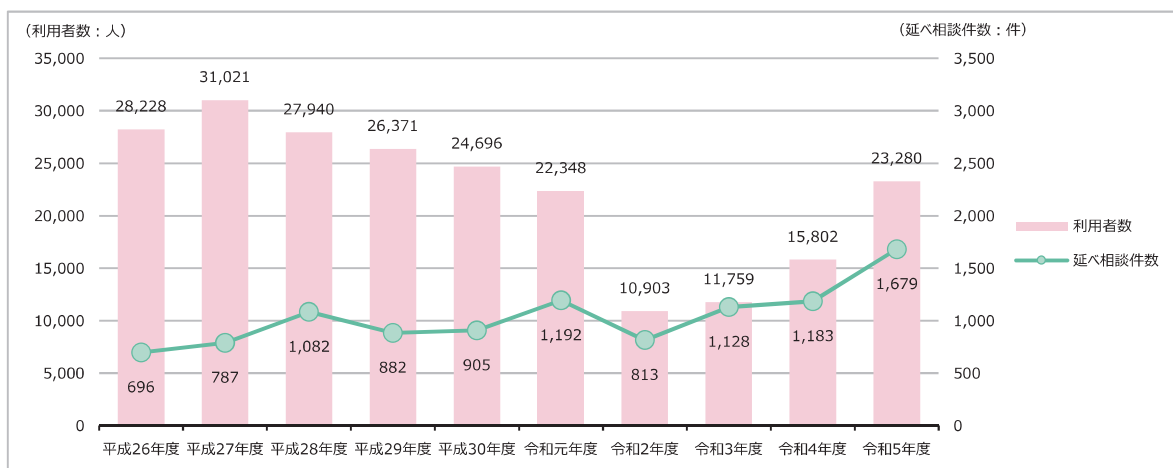
（資料）「調布市事務報告書」（各年度3月31日）

(13) 青少年ステーション CAPS の利用状況

中・高校生世代のための居場所である調布市青少年ステーション CAPS の利用者数は、令和元年度まで減少傾向で推移し、コロナ禍の影響を受け令和2年度には大きく減少していましたが、その後は増加傾向にあります。

また、延べ相談件数についても、利用者数の増加に伴い令和3年度から増加しています。

■ 青少年ステーション CAPS の利用者数 ■



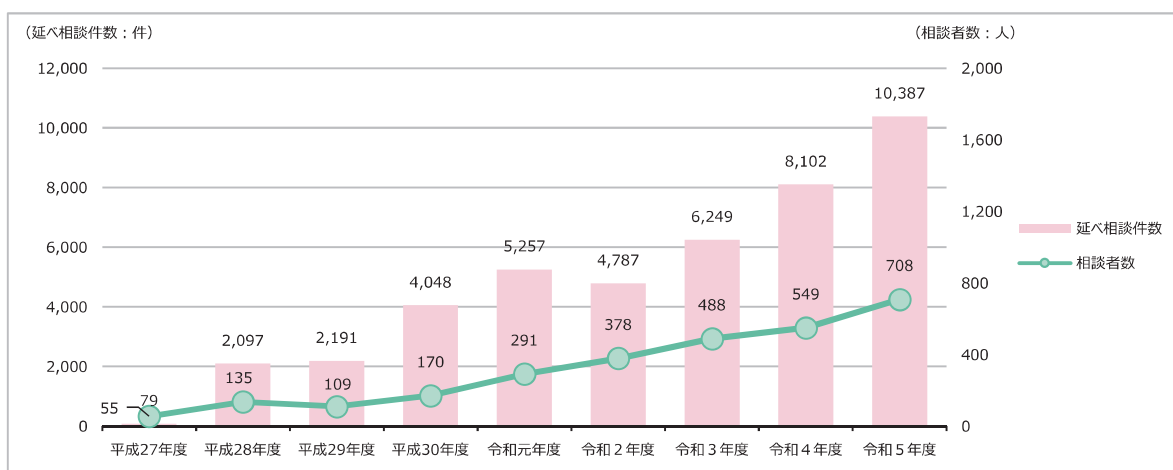
(資料) 調布市子ども生活部児童青少年課 調べ

(14) 子ども・若者総合支援事業（ここあ）の状況

市においては、平成27年度から子ども・若者総合支援事業（ここあ）を調布市社会福祉協議会に運営委託を行い、実施しています。

令和5年度の延べ相談件数は10,387件となり、開設以来最多となっています。

■ 延べ相談件数の推移 ■

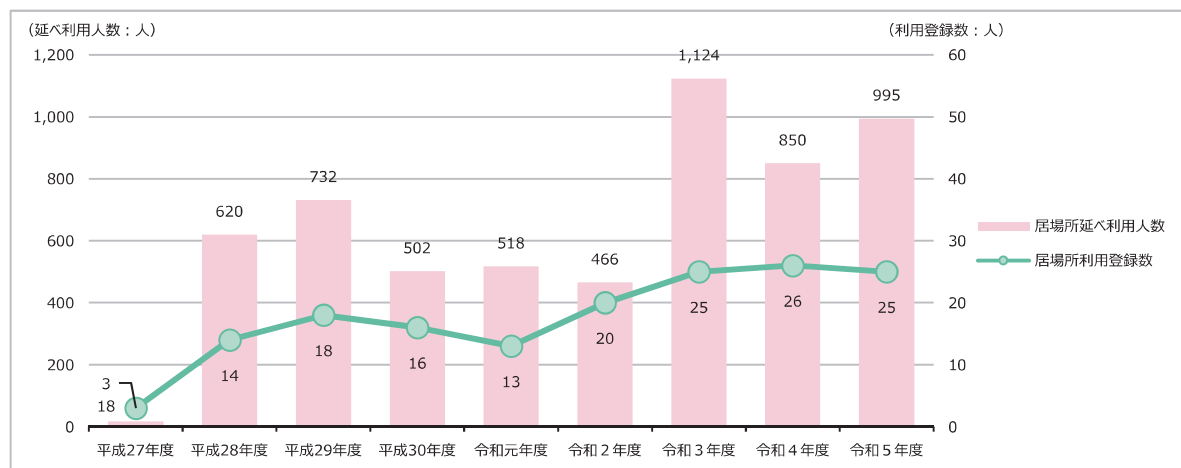


(資料) 調布市子ども生活部児童青少年課 調べ

居場所事業の登録者数は25人となり、延べ利用人数は995人となっています。体験利用者の中には、継続的に家から出ることが難しい等の理由により登録につながらないケースも多くあります。

また、他人の目が気になるなど集団での利用が困難な方には、個別枠での利用を調整するなどの支援を行っています。

■ 居場所の利用状況 ■

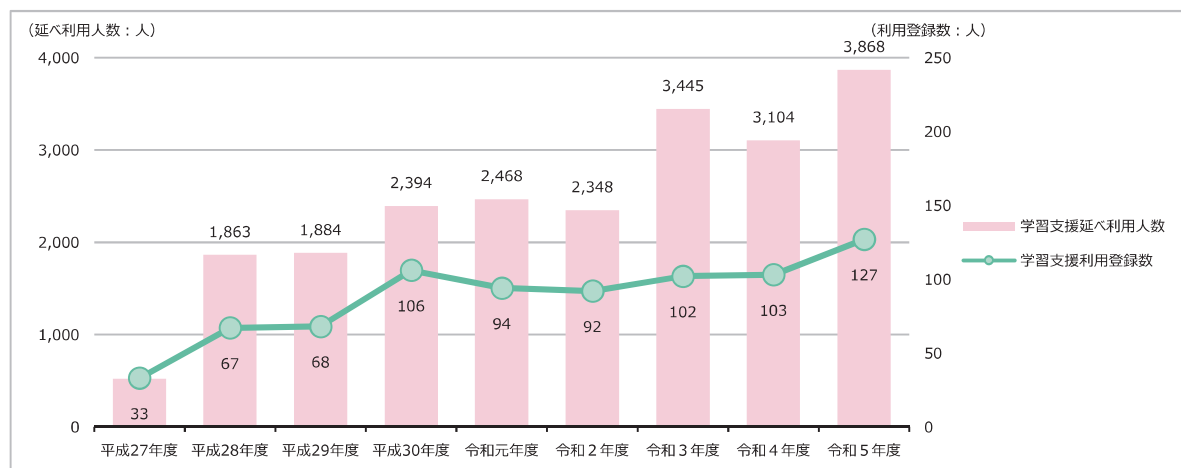


（資料）調布市子ども生活部児童青少年課 調べ

学習支援について、利用登録数は令和4年度まで横ばいで推移していましたが、令和5年度には前年度から24人増加して127人となっています。

これに伴い、延べ利用人数についても令和5年度は前年度から764人増加して3,868人となっています。

■ 学習支援の利用状況 ■

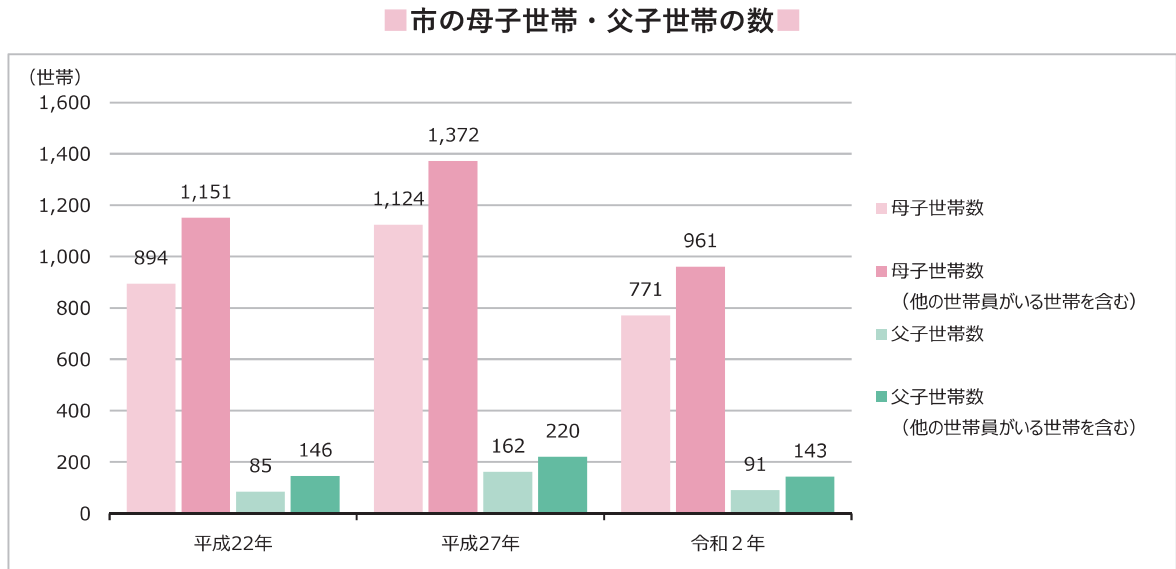


（資料）調布市子ども生活部子ども育成課 調べ

(15) 母子世帯・父子世帯の状況

① 母子世帯・父子世帯の数

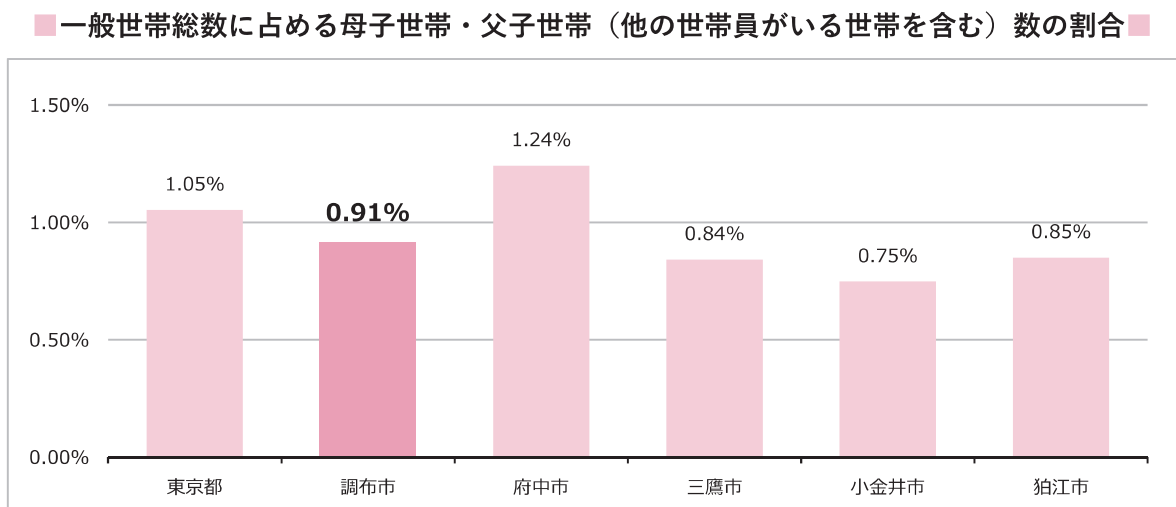
国勢調査結果（令和2年）によると、母子世帯・父子世帯の数は、前回（平成27年）調査と比較して減少しています。



（資料）総務省「国勢調査」

② 母子世帯・父子世帯の割合

国勢調査結果（令和2年）における母子・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の割合を見てみると、東京都の1.05%を下回っているものの、近隣の三鷹市や小金井市、狛江市と比べると高い割合となっています。

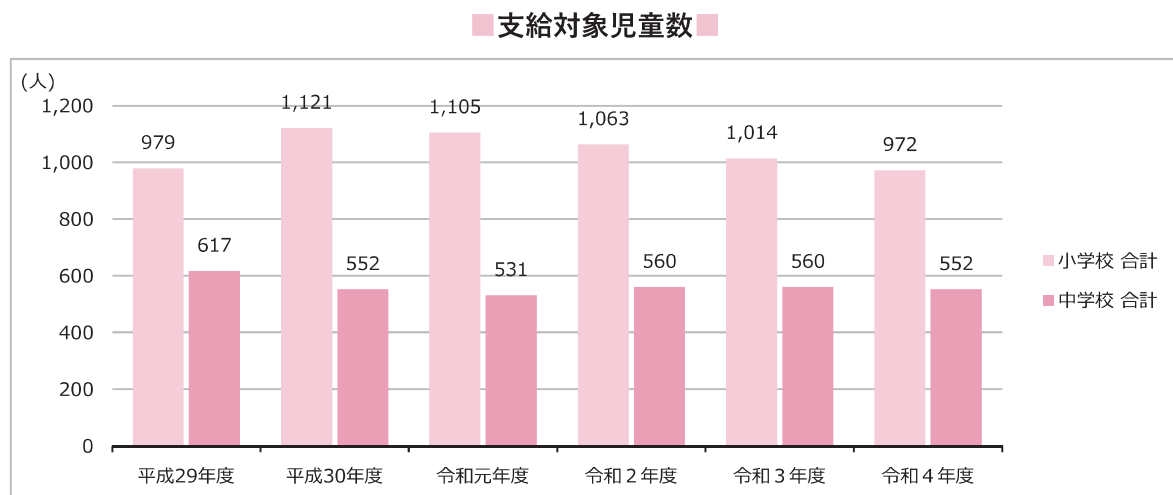


（資料）総務省「国勢調査」（令和2年）

(16) 就学援助の状況

市では、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助制度として教育費の一部を援助しています。

小学校における支給対象児童数は令和元年度以降減少傾向であるのに対し、中学校における支給対象児童数は年度によって増減があるものの平成30年度以降、概ね横ばいとなっています。

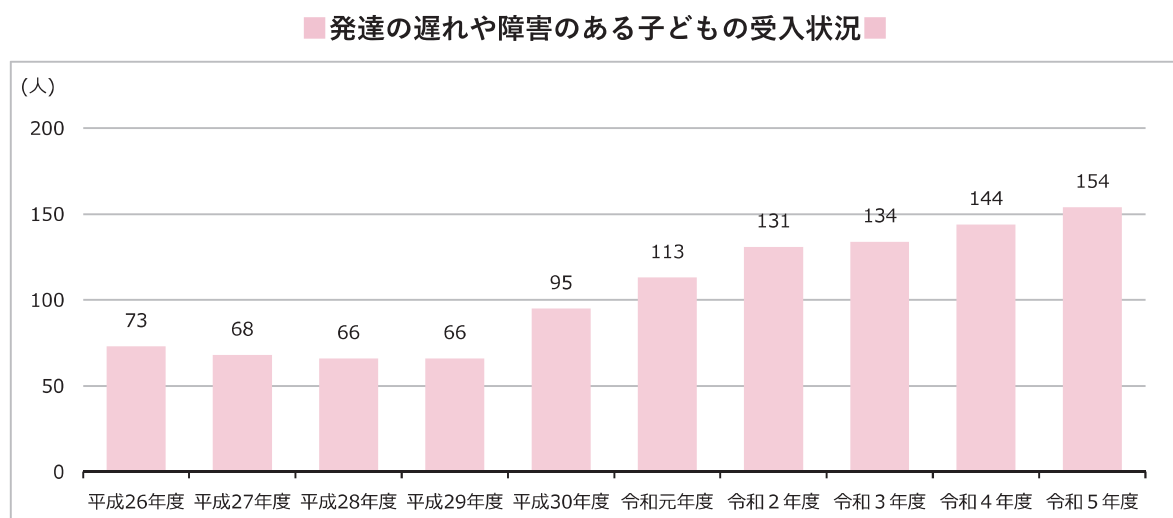


(資料) 「調布市事務報告書」

(17) 発達の遅れや障害のある児童・生徒への支援の状況

① 保育所の受入

市内認可保育所では発達の遅れや障害のある子どもの保育を行っており、受入数は平成26年度と令和5年度を比較すると2倍以上に増え、増加傾向にあります。

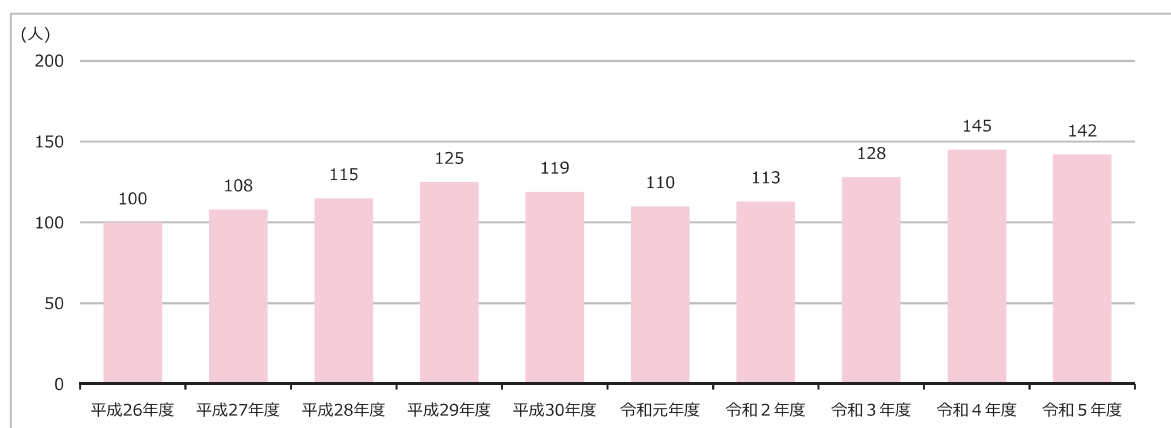


(資料) 調布市子ども生活部保育課「保育所における発達の遅れや障害のある子どもの受入数」各年度4月1日時点

② 特別支援学級⁹

特別支援学級児童数は令和2年度から増加傾向にありましたが、令和5年度時点では前年度より3人少ない142人となっています。

■ 特別支援学級児童数の推移 ■



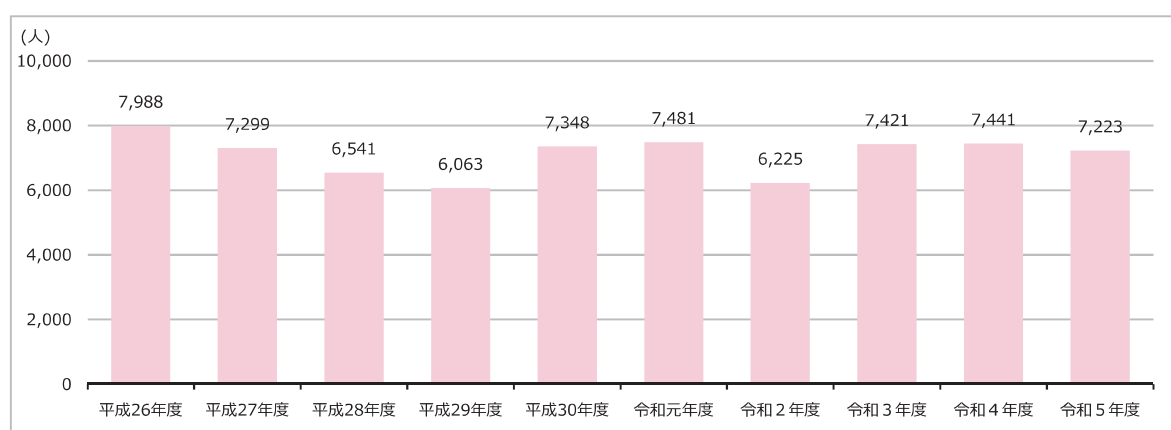
(資料)「調布市事務報告書」

③ 障害児通園事業

子ども発達センターでは、専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象とした通園療育を行っています。子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、遊びを通して、コミュニケーション・社会性などの社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援しています。

障害児通園事業の延べ利用児童数は、令和5年度は前年度より218人減少して7,223人となっています。

■ 障害児通園事業延べ利用児童数の推移 ■



(資料)「調布市事務報告書」

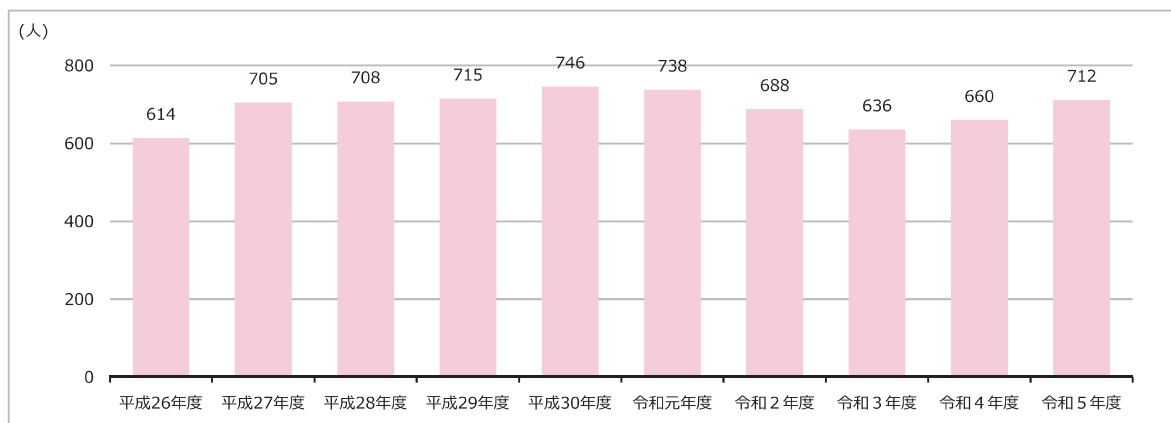
⁹ 特別支援学級：小学校、中学校等において障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級。市においては、知的障害特別支援学級（固定学級）を設置（10校）している。

④ 発達支援事業

子ども発達センターでは、就学前の発達に遅れやかたよりの心配のある子どもを対象に、年齢や一人ひとりの発達に応じて、個別やグループでの療育を行っています。

発達支援事業利用児童数は、令和5年度は前年度より52人増加して712人となっています。

■ 発達支援事業利用児童数の推移 ■

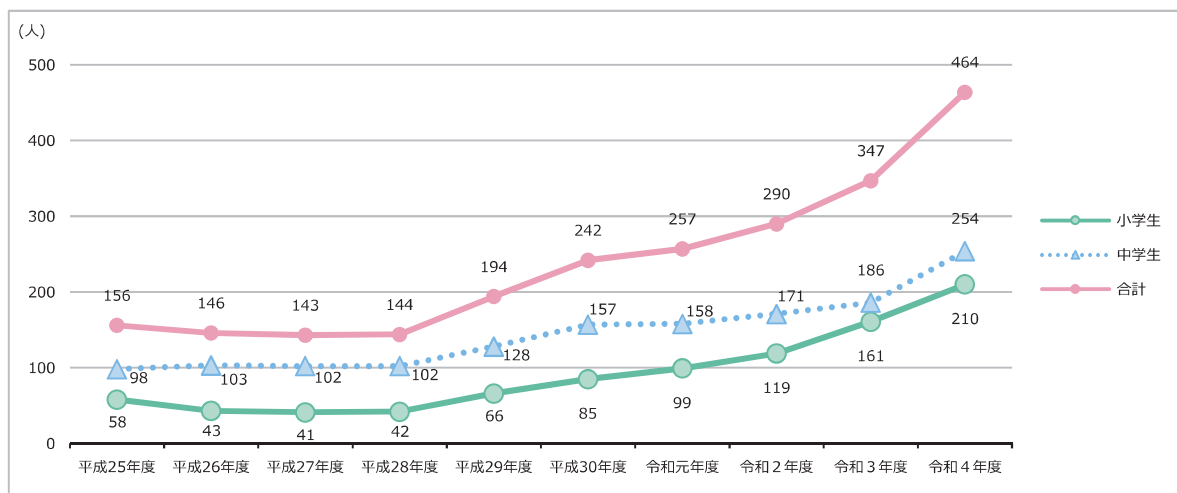


(資料)「調布市事務報告書」

(18) 不登校児童・生徒数

市立小・中学校における不登校児童・生徒数は、小・中学校共に増加しています。

■ 不登校児童・生徒数 ■



(資料) 調布市教育委員会指導室「調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告」

第4章 計画の基本理念等

1. 計画の目的

本計画は、すべての子どもが夢を持ちながら、いきいきと、自立して健やかに育つことができる良質な成育環境が確保されるよう、子ども・若者、子育て家庭を地域社会全体で支援することを目的として策定するものです。

2. 計画の基本理念

本計画の基本理念は、第1期～第2期調布っ子すこやかプランから継続して「調布市子ども条例」が目指す基本理念に準じて定めます。

■基本理念■

**「子どもは調布の宝、未来への希望」
緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等
及び地域のつながりの中で、
子どもが夢を持って健やかに育ち、
安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す**

(調布市子ども条例 前文(抜粋))

CHECK

調布市子ども条例の目的及び

「子ども 夢 すこやか まちづくり～いじめや虐待のないまち宣言～」

北に武蔵野の面影を残す深大寺の森、南にゆるやかに流れる多摩川等、豊かな自然に恵まれた調布市で、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもの成長や子育て家庭を支えていかなければなりません。

「子どもが夢を持って健やかに」育つことができるように、子どもを取り巻く環境の整備を家庭、学校等、地域、事業主の連携のもと市が総合的な調整役を担い、すべての子どもの支援を推進します。

「安心して子どもを産み育てられる」ように子育て家庭に対して支援を行うことに加えて、地域全体で子育てを行う体制や社会環境を整備していきます。

また、調布市は平成19年5月5日に「子ども 夢 すこやか まちづくり～いじめや虐待のないまち宣言～」をしました。これは、東京都内自治体で初めての宣言です。家庭、学校等、地域、事業主及び市は力をあわせていじめや虐待をなくし、子どもたちがあたたかい人間関係を育み、夢を持って健やかに育つことができるまちづくりを、より一層進めていくことを宣言したものです。

3. 計画の基本的方向

計画の推進にあたっては、国の示す「こども大綱」及び「調布市子ども条例」等を勘案し、以下の4つの視点を基本的方向とし、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

■ 子ども・子育て支援における4つの視点 ■

1

一人ひとりの子どもの意見・権利を尊重し、健やかに成長できるよう「子育て」を支える視点

調布市子ども条例の前文に「子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。」とあるように、一人ひとりの子どもの人権を尊重し、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。

また、子どもは社会の希望であり、未来をつくる担い手であることから、一人ひとりの子どもの意見を尊重し、「最善の利益」が実現され、すべての子どもが幸せに、そして健やかに安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと子どもらしく育つことができるよう「子育て」¹⁰を支えていきます。

2

安心して子どもを産み育てることができるよう「子育て」を支える視点

調布市子ども条例の前文に「安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す」とあるように、子育て家庭の生活実態や子育て支援のニーズが多様化していることを踏まえ、様々な課題、ニーズを抱えた子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的なサービスの提供を進めます。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感等を和らげ、安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、妊娠前から子育て期にわたる、各ライフステージの状況に応じた予防的かつ切れ目ない支援を実施し、子育て家庭のニーズに沿った「子育て」¹¹を支えていきます。

3

将来を担う子ども・若者等の「健やかな成長と自立」を支える視点

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、良好な成育環境を確保するため、障害や疾病、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」）、児童虐待、いじめ、生活困窮、ヤングケアラー、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや、その家族を支援します。

あわせて、若年無業者、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者とその家族についても支援していきます。

また、将来を担う子ども・若者が様々な活動や交流を通して、互いに尊重し、支え合い、力を発揮できるよう地域の支援団体や関係機関等との連携を図りながら、「健やかな成長と自立」を支援します。

4

子ども・若者、子育て家庭における「子育て」・「子育て」・「健やかな成長と自立」を「地域と共に」支える視点

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、子育ては家庭のみならず、広く「地域と共に」支えていくことが必要です。

子ども・子育て支援は広く地域と共に取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提に、家庭、学校等、地域、企業、団体、行政がそれぞれの役割のもとで協働して「子育て」・「子育て」・「健やかな成長と自立」を「地域と共に」支える仕組みづくりを推進します。

¹⁰ 「子育て」を支える：子どもの健やかな育ちへの支援

¹¹ 「子育て」を支える：保護者を通じた子どもへの支援

4. 基本目標

基本理念及び基本的方向を実現するために、子ども・子育てを取り巻く状況を踏まえ、以下の4つの目標を掲げ、目標ごとに各施策を位置づけ、総合的に子ども政策を推進していきます。

基本目標

1

子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実

調布市子ども条例の普及、子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進を行います。

また、子ども・若者の健やかな成長のための居場所づくりや多様な学び・遊び・体験活動の充実を行います。

基本目標

2

妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援を行うとともに、子どもと保護者の疾病予防や健康支援、相談支援を行います。

また、子育て家庭の学習・交流の場の充実を図るほか、経済的負担の軽減を行います。

基本目標

3

多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実

乳幼児期における子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境の整備、充実を図るとともに、良質な保育サービスを利用できるよう、保育の質の維持・向上を図ります。

また、地域における多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援に対応するために、地域子ども・子育て支援事業について推進します。

基本目標

4

特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実

様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援、発達の違いやかたより、障害のある子どもや外国にルーツのある子どもなどの配慮を要する子どもや子育て家庭への支援を行います。

また、児童虐待防止、社会的養護及びヤングケアラーへの支援を行うとともに、ひとり親家庭への支援、生活に困難を抱える子ども・若者、子育て家庭への支援を行います。

第1章 計画の概要

第2章 二丁ズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組

第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

第4章 計画の基本理念等

第5章 施策の展開

第6章 計画の推進に向けて

第7章 資料編

5. 施策の体系

基本理念

「子どもは調布の宝、未来への希望」
緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って
健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す

基本的方向

一人ひとりの子どもの意見・権利を尊重し、
健やかに成長できるよう
「子育て」※1を支える視点

安心して子どもを産み育てることができるよう
「子育て」※2を支える視点

将来を担う子ども・若者等の
「健やかな成長と自立」を支える視点

子ども・若者、子育て家庭における
「子育て」・「子育て」・「健やかな成長と自立」を
「地域と共に」支える視点

※1「子育て」を支える：子どもの健やかな育ちへの支援

※2「子育て」を支える：保護者を通じた子どもへの支援

基本目標

基本施策

基本目標1

子ども・若者の意見・権利を尊重した
健やかな成長の支援の充実

- 1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進
- 1-2 子ども・若者の健やかな育成
- 1-3 健やかな成長のための居場所づくり
- 1-4 多様な学び・遊び・体験活動の充実

基本目標2

妊娠前から子育て期にわたる
切れ目ない支援の充実

- 2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援
- 2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援
- 2-3 相談支援、学習・交流の場の充実
- 2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減

基本目標3

多様な子育てニーズに対応した
子ども・子育て支援及び
保育サービスの充実

- 3-1 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実
- 3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実

基本目標4

特に支援を必要とする子ども・若者、
子育て家庭への支援の充実

- 4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援
- 4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援
- 4-3 児童虐待防止対策・社会的養護及びヤングケアラーへの支援
- 4-4 ひとり親家庭への支援
- 4-5 子ども・若者、子育て家庭への貧困対策

